

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十五号

令和五年埼玉県告示第九百六号で公示した公共測量は、令和六年二月五二十九日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野元裕